

2 1 食中毒

(1) 月別・健康福祉センター別食中毒発生件数

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
福 井	件 数														
	患者数														
坂 井	件 数														
	患者数														
奥 越	件 数		1												1
	患者数		1												1
丹 南	件 数	2							1			1			4
	患者数	2							1			17			20
二 州	件 数	2													2
	患者数	5													5
若 狭	件 数	1													1
	患者数	1													1
計	件 数	5	1						1			1			8
	患者数	8	1						1			17			27

(2) 年度別・健康福祉センター別食中毒発生件数

		年 度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
福 井	件 数	1	5	3	4	2	3	5	4						
	患者数	4	21	11	10	14	11	37	10						
坂 井	件 数	2		3	1				3			1		3	
	患者数	12		17	2				31			1		3	
奥 越	件 数	2	1								2		1		1
	患者数	5	3								13		2		1
丹 南	件 数	2	2	3		2	2		2	2			2	3	4
	患者数	7	3	18		9	11		5	15			11	3	20
二 州	件 数	1		2	3	1	3		1	1					2
	患者数	1		31	16	6	152		5	2					5
若 狭	件 数	3	2	1	1	2	1	1	1		1	1	1	2	1
	患者数	14	15	5	4	3	5	1			4	1	10	21	1
計	件 数	11	10	12	9	7	9	6	10	6	6	2	4	8	8
	患者数	43	42	82	32	32	179	38	51	34	2	23	27	27	27

(3) 健康福祉センター別、原因食品別、病因物質別および原因施設別の発生状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

		福井	坂井	奥越	丹南	二州	若狭	計	
件	数			1	4	2	1	8	
患	者			1	20	5	1	27	
死	者								
原因食品	判明	魚介類							
		魚介類加工品			1	3	1	1	6
		肉および加工品							
		おにぎり							
		複合調理食品				1			1
		その他							
	不明								
病因物質	判明	腸炎ビブリオ							
		黄色ブドウ球菌							
		サルモネラ属菌							
		カンピロバクター							
		腸管出血性大腸菌							
		その他の細菌							
	不明	ノロウイルス				1	1		2
		その他のウイルス							
		自然毒	植物性						
			動物性						
		寄生虫			1	3	1	1	6
		化学物質							
不明									
原因施設	判明	飲食店			1	1	1	3	
		旅館							
		集団給食							
		事業所							
		家庭							
	その他				1	1		2	
不明			1	2			3		

(4) 令和5年度食中毒発生状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

No.	発 生 年 月 日	健 康 福 祉 セ ン タ	発 生 場 所	喫 食 者 数	患 者 数	原 因 食 品	病 因 物 質	原 因 施 設	備 考
1	令 和 5 年 4 月 4 日	若 狭	小 浜 市	2	1	R5.4.3に原因施設が調理提供した食事	アニサキス	飲食店営業	4/7 営業停止処分
2	令 和 5 年 4 月 11 日	二 州	若 狭 町	35	4	R5.4.9からR5.4.10に原因施設が調理提供した食事	ノロウイルス	飲食店営業	4/13～4/15 営業停止処分
3	令 和 5 年 4 月 26 日	二 州	敦 賀 市	1	1	R5.4.26に原因施設が販売した刺身	アニサキス	魚介類販売業	4/28 営業停止処分
4	令 和 5 年 4 月 28 日	丹 南	不 明	1	1	不明	アニサキス	不明	—
5	令 和 5 年 4 月 28 日	丹 南	鯖 江 市	1	1	R5.4.28に原因施設が販売した車鰯の刺身	アニサキス	魚介類販売業	5/2 営業停止処分
6	令 和 5 年 5 月 1 日	奥 越	不 明	1	1	不明	アニサキス	不明	—
7	令 和 5 年 10 月 31 日	丹 南	鯖 江 市	2	1	しめ鯖	アニサキス	飲食店営業（食堂）	11/2 営業停止処分
8	令 和 6 年 1 月 10 日	丹 南	鯖 江 市	27	17	R6.1.9に原因施設が調製した弁当	ノロウイルス	飲食店営業 魚介類販売業	1/15～1/17 営業停止処分
合 計				70	27				

(5) 食中毒注意報、警報発令等状況

年 度 発 令 区 分	令 和 元 年 度		令 和 2 年 度		令 和 3 年 度		令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
	発 令 等 回 数	期 間 等	発 令 等 回 数	期 間 等	発 令 等 回 数	期 間 等	発 令 等 回 数	期 間 等	発 令 等 回 数	期 間 等
食中毒予防注意喚起※									2	夏季：6/30 冬季：12/1
食 中 毒 注 意 報	2	7/23～9/30 12/11～3/31	1	7/21～9/30	1	7/16～9/30	1	6/23～9/30		
食 中 毒 多 発 注 意 報									1	5/2～5/15
食 中 毒 多 発 警 報										

※令和5年度から新設

2 2 食品関係行政処分および告発

(1) 許可を要する営業施設

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

業種	処分等	処 分 件 数										告 発 件 数		計		
		営 許 取	業 可 消	営 禁 命	業 止 令	営 停 命	業 止 令	改 命	善 令	物 廃 命	品 棄 令	その他	無 許 可 営 業		その他	
飲 食 店					4											4
菓子（パンを含む）製造業																
乳 処 理 業																
特別牛乳搾取処理業																
乳 製 品 製 造 業																
集 乳 業																
魚 介 類 販 売 業					3											3
魚 介 類 競 り 売 り 営 業																
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業																
食品の冷凍又は冷蔵業																
缶詰又は瓶詰食品製造業																
喫茶店営業																
あん類製造業																
アイスクリーム類製造業																
乳 類 販 売 業																
食 肉 処 理 業																
食 肉 販 売 業																
食 肉 製 品 製 造 業																
乳酸菌飲料製造業																
食用油脂製造業																
マーガリン又はショートニング製造業																
み そ 製 造 業																
し ょ う ゆ 製 造 業																
ソ ー ス 類 製 造 業																
酒 類 製 造 業																
豆 腐 製 造 業																
納 豆 製 造 業																
麺 類 製 造 業																
そ う ざ い 製 造 業																
添 加 物 製 造 業																
食品の放射線照射業																
清 涼 飲 料 水 製 造 業																
氷 雪 製 造 業																
氷 雪 販 売 業																
合 計					7											7

(2) 許可を要しない営業施設

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

業 種		処 分 等		処 分 件 数				告発件数	計
		業務禁止 命 令	業務停止 命 令	物品廃棄 命 令	そ の 他				
旧 許 可 業 種 で あ っ た 営 業	魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)								
	食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)								
	乳類販売業								
	氷雪販売業								
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)								
販 売 業	弁当販売業								
	野菜果物販売業								
	米穀類販売業								
	通信販売・訪問販売による販売業								
	コンビニエンスストア								
	百貨店、総合スーパー								
	自動販売機による販売業(コップ 式自動販売機(自動洗浄・屋内設 置)を除く。)								
	その他の食料・飲料販売業								
製 造 ・ 加 工 業	添加物製造・加工業(法第13条 第1項の規定により規格が定めら れた添加物の製造を除く。)								
	いわゆる健康食品の製造・加工業								
	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)								
	農産保存食料品製造・加工業								
	調味料製造・加工業								
	糖類製造・加工業								
	精穀・製粉業								
	製茶業								
	海藻製造・加工業								
	卵選別包装業								
	その他の食料品製造・加工業								
上 記 以 外 の も の ※	行商								
	集団給食施設								
	器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は 容器包装の製造、加工に限る。)								
	露店、仮設店舗等における飲食の 提供のうち、営業とみなされない もの								
	その他								
合 計									

※改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。

(3) 健康福祉センター別行政処分件数

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

処分等 業種		福井		坂井		奥越		丹南		二州		若狭		計	
		許可 施設	許可 不要												
処分 件 数	営業許可取消														
	営業(業務) 禁止命令														
	営業(業務) 停止命令							3		2		1		6	
	改善命令														
	物品廃棄命令														
	その他														
	計								3		2		1		6
告 発 件 数	無許可営業														
	その他														
	計														

2.3 食品衛生自主管理プログラム認証施設

(令和6年3月31日現在)

業種		認証数	福井	坂井	奥越	丹南	二州	若狭
調理部門	仕出し弁当調製施設	12	5	1		3	2	1
	旅館・ホテル							
	給食施設	7	4	1			2	
	飲食提供施設	1	1					
製造部門	そうざい製造施設	14	7	2		3	1	1
	漬物製造施設	1		1				
	めん類製造施設							
	菓子製造施設	2	1			1		
	製造・加工施設	16	7	1		2	3	3
計		53	25	6		9	8	5

※令和3年6月1日に福井県食品衛生自主管理プログラム認定制度は廃止となりましたが、認証の期限までは認証施設として取り扱わ

2.4 調理師・製菓衛生師・ふぐ処理師

(1) 健康福祉センター別調理師・製菓衛生師・ふぐ処理師登録数

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

		福井	坂井	奥越	丹南	二州	若狭	本庁	合計	累計
調理師	登録	55	13	12	37	34	17		168	49,247
製菓衛生師	登録	12	13	5	7	5	6		48	2,215
ふぐ処理師	登録	137	33	8	78	123	16	6	401	741

(2) 健康福祉センター別試験実施状況

(令和5年7月、11月実施)

	製菓衛生師			ふぐ処理師		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
福井	12	10	83.3%	4	1	25.0%
坂井	10	8	80.0%	1		
奥越	4	4	100.0%			-
丹南	7	7	100.0%	1	1	100.0%
二州	4	4	100.0%	1	1	100.0%
若狭	5	5	100.0%	1	1	100.0%
県外受験者	108	82	75.9%			-
計	150	120	80.0%	8	4	50.0%

※調理師試験は令和4年度より公益社団法人調理技術技能センターへ試験事務を委任している

(3) 健康福祉センター別就業調理師数

(令和4年12月31日現在)*

	就業場所											合計	
	寄宿舍	学校	病院	事務所	社会福祉施設	介護福祉施設	老人福祉施設	矯正施設	飲食店	魚介類販売業	そうざい製造業		その他
福井		187	129	26	181	33			156	5	10	14	741
坂井		58	6	4	104	6			61	7	7	4	257
奥越		25	19	3	49	3			74	10	4		187
丹南		94	31	1	78	6			54		3	6	273
二州	6	54	29	31	130	32			274	24	7		587
若狭	2	15	9	3	44	12			104	14	2		205
計	8	433	223	68	586	92			723	60	33	24	2,250

*調理師法の規定により、2年ごと(12月31日現在)の届出が義務付けられている。

25 食肉検査

(1) 食鳥処理の事業の許可件数

(令和6年3月31日現在)

施設の規模	年間処理羽数が30万羽を超える施設	年間処理羽数が30万羽以下の施設
食鳥処理の事業許可件数	坂 井 (1)	奥 越 (1)

(2) 月別食鳥検査数、検査状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

月	ブロイラー				成 鶏				あひる・七面鳥				合 計			
	検査羽数	と殺禁止	全部廃棄	一部廃棄	検査羽数	と殺禁止	全部廃棄	一部廃棄	検査羽数	と殺禁止	全部廃棄	一部廃棄	検査羽数	と殺禁止	全部廃棄	一部廃棄
4					61,367		1,675	138					61,367		1,675	138
5					57,639		989	81					57,639		989	81
6					106,499		2,583	168					106,499		2,583	168
7					65,023		2,105	139					65,023		2,105	139
8					108,433		2,010	113					108,433		2,010	113
9					89,715		2,239	168					89,715		2,239	168
10					63,466		1,012	91					63,466		1,012	91
11					62,196		1,217	72					62,196		1,217	72
12					114,549		2,765	225					114,549		2,765	225
1					86,153		1,686	124					86,153		1,686	124
2					91,009		1,453	105					91,009		1,453	105
3					61,011		1,805	157					61,011		1,805	157
計					967,060		21,539	1,581					967,060		21,539	1,581

(3) 令和5年度食鳥検査結果集計

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

検査結果	種別	ブロイラー 検査羽数：0				成鶏 検査羽数：951,877				あひる 検査羽数：0				七面鳥 検査羽数：0			
		禁	止	全 廃	部 棄	一 廃	部 棄	禁	止	全 廃	部 棄	一 廃	部 棄	禁	止	全 廃	部 棄
処分実羽数								21,539	1,581								
ウイルス・クラミジア病	鶏痘																
	伝染性気管支炎																
	伝染性喉頭気管炎																
	ニューカッスル病																
	鶏白血病																
	封入体肝炎																
	マレック病																
	その他																
細菌病	大腸菌症																
	伝染性コリーザ																
	サルモネラ病																
	ブドウ球菌																
	その他																
その他の疾病	毒血症																
	膿毒症																
	敗血症																
	真菌症																
	原虫病																
	寄生虫病																
	変性							3,719	941								
	尿酸塩沈着症																
	水腫							20									
	腹水症							6,343									
	出血							247									
	炎症							2,377	637								
	萎縮																
	腫瘍							895									
	臓器の異常な形等																
	異常体温																
	黄疸																
	外傷							198	3								
	中毒諸症																
削瘦及び発育不良							6,042										
放血不良							1,698										
湯漬過度																	
その他																	
計								21,539	1,581								